

新^{ボップ}BOP学童クラブ



令和9年5月～令和10年3月入会のご案内

目次

■新BOP学童クラブの運営内容(概要)	1ページ
■入会対象児童	2ページ
■入会要件	2ページ
■令和9年5月以降の入会について	3ページ
■申請内容の変更・取り下げ	3ページ
■申請から利用開始までの流れ 入会前面談・全体説明会(新規入会のみ)	4ページ
■申請書類	5ページ
■配慮を要する児童の入会	6ページ
■その他、入会申請について	6ページ
■利用料の減免制度	7ページ
■よくあるご質問と回答	7・8ページ
■新BOPとは(学童クラブとBOPの違いについて)	9ページ
■令和9年度新BOP学童クラブ実施時間延長事業のご案内	10・11・12ページ
■新BOP一覧	13ページ
■民設民営放課後児童クラブについて	14ページ

本案内に記載の二次元コードの内容はすべて区HP(ページ ID:15588)に掲載しております。

■新BOP学童クラブの運営内容(概要)

世田谷区では、全区立小学校内で「新BOP事業」を実施し、放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の育成支援を行う「新BOP学童クラブ」を一体的に運営しています。(BOPと新BOP学童クラブの違いについては9ページに記載。)

以下は令和8年9月時点の内容のため、制度の変更等により変わる場合があります。

(1)実施日と時間

実施日	通年実施(日曜・祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)	
時間	放課後 ～ 18:15	・保護者の方が指定した時間に帰宅します。 ・別途申請に基づき、19:00まで延長利用が可能です(平日のみ。詳細は11～12ページ参照)
	学校休業日は、 8:15 ～ 18:15	

(2)利用料 月額 5,000円(おやつ代含む。)

- ・月の後半(16日～末日)に入会した場合や、月の前半(1日～15日)で退会した場合は、その月の利用料が2,500円になります。
- ・出席日数に関わらず、入会している月は利用料がかかります。
- ・支払方法は口座振替です。入会承認通知に同封のご案内より、振替口座を登録をしてください。
- ・未納がある場合は、入会や利用についてご相談をさせていただくことがあります。また、滞納が続いた場合は法令に基づき、差押等の滞納処分を行う場合があります。

(3)お弁当 給食がない日はお弁当の持参をお願いします。

(4)おやつ 月曜日～金曜日に提供します。土曜日はおやつの持参をお願いします。

※食物アレルギーがあり、おやつ提供に際し配慮が必要な場合、『食物アレルギーに関する調査票』を学童クラブでお受け取りになり、入会申請時に提出してください。

(5)ご家庭との連絡

① 登退所管理システム(CoDMON)

児童の出欠や退所予定時間等の情報管理を登退所管理システムにて行います。また、入退室時間の連絡および緊急時等に保護者へ配信を行います。

② 家庭状況・就労状況の変更の連絡

住所・電話番号(携帯電話を含む)・勤務先・家族状況等に変更があった場合は、速やかに『記載事項変更届』を提出してください。(勤務先・勤務状況変更の場合、新しい『就労証明書』を添付)

③ 退会の連絡

利用の必要がなくなる場合や、入会要件を満たさなくなる場合は、事前に『退会届』を提出してください。『退会届』の提出がないと、学童クラブの利用がなくても、利用料がかかります。(年度内の再入会には、再度入会申請が必要です。)なお、保護者が虚偽の入会申請を行っていた入会や要件に該当しなくなった場合等には、入会を取り消すことがあります。

④ 緊急時の対応

育成中に災害や緊急事態が発生した場合や、病気・事故が生じた場合は、状況によって保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

■入会対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1～3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生まで。

■入会要件

保護者がそれぞれ、以下の(1)～(4)いずれかの要件を満たすことが必要です。

(1)就労

日曜日を除き、勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終了する就労は該当します)の日が週に3日以上あり、かつ一週間の就労時間が日中20時間以上であること。

※ 就労時間には、休憩時間を含みますが、通勤時間等の移動時間は含みません。

※ 産前産後休業中は対象になりますが、求職中、育児休業中は対象になりません。

(すでに入会している児童の保護者が育児休業を取得する場合、継続して学童クラブをご利用いただくことが可能です。詳しくは、児童課または学童クラブまでご相談ください。)

なお、育児休業から復帰予定の方は、就労証明書に復帰予定日の記載があれば申請可能です。

※ 夜間就労を含むフルタイム就労の場合は、児童課または学童クラブまでご相談ください。

(2)就学・看護等

就学・看護等により、児童の保護・育成が困難である場合。(審査基準となる時間は、(1)に準じる)

(3)入院・疾病や障害等

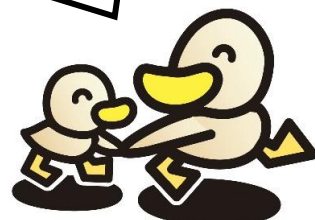
保護者の入院・疾病・障害等により児童の保護・育成が困難である場合。

(居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。)

(4)その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

民設民営放課後児童クラブ(小学校外)のご案内

新BOP学童クラブの登録人数が多い小学校の児童を優先的に受け入れる民設民営放課後児童クラブを順次整備し、運営を開始しています。民設民営放課後児童クラブは区が事業者選定を行い、区からの補助金により新BOP学童クラブと同条件を原則として運営を行うもので、該当する小学校の児童はこちらへ入会することが可能です。詳細は14ページ(民設民営放課後児童クラブについて)をご覧ください。



■令和9年5月～令和10年3月の入会について

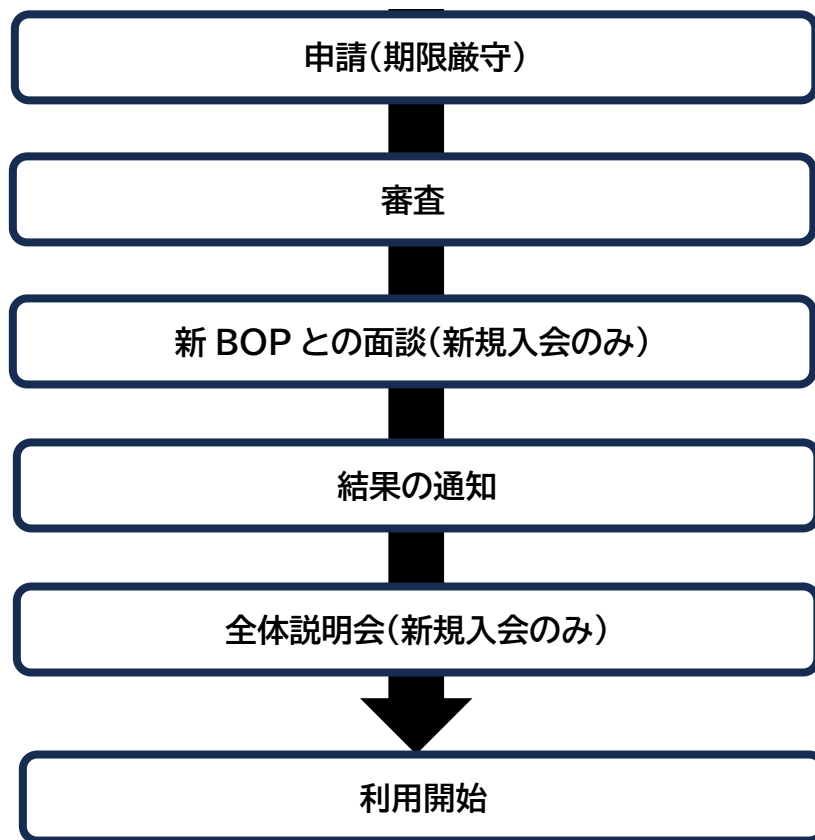
受付開始日	入会を希望する月の、2か月前の同日から
受付期間	随時受け付けます。(年度内の再入会・転校を含む。) ※就労証明書は、受付開始日の1か月前以降(入会希望日の3か月前)に発行されたものが有効です。 (例:6月1日入会希望の場合、受付開始日4月1日、就労証明書の有効期間3月1日以降に発行されたものが有効)
申請方法	原則、オンライン申請で受け付けます。 こちらまたは右二次元コードより、区HPをご確認ください。  ※ 特別な事情により、オンライン申請が難しい方は以下のあて先に必要書類を郵送してください。なお、締切日必着となります。締切日に到着しなかった場合の対応については、8ページの「3 申請に関すること Q6」をご確認ください。 〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 5階 新BOP学童クラブ申請受付事務センター ※ 特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨いたします。普通郵便での郵便事故等、区で申込書等の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。 ※ 窓口での申請は受け付けておりません。
受付締切日	月の前半(1日～15日)からの入会を希望する方 ⇒前月15日まで 月の後半(16日～末日)からの入会を希望する方⇒前月末日まで (締切日が日曜・祝日・休日の場合は、その直前の学童クラブ実施日まで)
決定通知	受付締切日から2週間以内に発送します。

■申請内容の変更・取り下げ

入会前・後にかかわらず、申請内容に変更があった場合や、申請を取り下げる場合にはオンラインでの手続きが必要です。[こちら](#)または右二次元コードより手続きを行ってください。



■申請から利用開始までの流れ



入会前面談・全体説明会(新規入会のみ)

新規入会申請をされた児童の保護者を対象に、面談と全体説明会を実施いたします。

入会前面談は、児童やご家庭の状況を新BOP職員が把握し、成育支援に役立てることや、新たな環境に対する保護者や児童の不安解消を目的とするもので、入会審査とは関係ありません。^{※1}

面談の日程等、詳細につきましては、新BOPからお電話で連絡させていただきます。10ページ記載の電話番号からお電話させていただきますので、事前にご確認ください。万が一、申請から1か月以上経っても申請先の新BOPから連絡がない場合、お手数をおかけしますが、新BOPまでご連絡いただけますと幸いです。^{※2}

※1 面談・全体説明会に出席した場合であっても、入会要件が確認できない場合はご入会いただけません。審査結果の送付につきましては、3 ページ記載の「決定通知」をご確認ください。

※2 事務処理の都合上、入会申請の受理後、新BOPから保護者へお電話するまでに1か月程度かかる場合があります。

■申請書類

(1)新 BOP 学童クラブ入会申請書(全員)

※ オンライン申請の場合は、入力フォームに申請書の内容を直接入力いただきます。

(2)放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない状況を証明する書類(全員)

就労証明書および申立書は新BOP学童クラブ所定の様式のみ受け付けます。

ただし、世田谷区立保育園申請用の第3号様式(第5条、第16条、第25条関係)等、新BOP学童クラブ入会用と同形式のものは受け付けます。

必ずすべての保護者の証明書類を揃えてから申請してください。揃っていない状態で申請があった場合、無効な申請として、申請を却下する場合があります。申請が却下された場合、はじめから申請し直す必要がございますのでご注意ください。

入会要件	必要書類
就労	就労証明書 ※ 勤務先で証明(自営や個人事業主の方はご自身で証明) ※ 証明日は、4月一斉受付時は9月1日以降、それ以外は受付開始日の1か月前以降のもの ※ 就労時間等が不規則で就労証明書への記載が難しい場合、別途スケジュール表(直近3カ月の就労実績を証明できるもの。就労証明書の発行元で作成したもの。)
就学または職業訓練中	①申立書 ②学生証または在学(入学予定)証明書 ③時間割(本人が作成したものは不可。4月入会時、新年度のものも追加提出が必要です)
看護・介護	①申立書 ②看護対象者の診断書等(コピー可)③スケジュール表(本人が作成したものも可。)
入院	①申立書 ②入院計画書等(入院期間を確認できる書類) ※ 入院期間のみの入会となります。
疾病・障害	① 申立書 ②診断書(概ね 3 か月以内のもの) または各種手帳等の写し(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等の写し等) ※ 診断書には、保育ができないことの明記が必要です。

審査上、要件の確認が困難な場合、別途追加資料の提出を求める場合があります。
あらかじめご了承ください。

各種様式のダウンロードは[こちら](#)または右二次元コードより、区HPをご確認ください。→



(3)新 BOP 学童クラブ延長利用申請(希望する方のみ)

※ オンライン申請の場合は、入力フォームに申請書の内容を直接入力いただきます。

■配慮を要する児童の入会

「配慮を要する児童」とは、学童クラブでの成育支援にあたり、心身の成長・発達等による、個別的配慮が必要な児童です。学童クラブでは、配慮を要する児童の入会希望があった場合、児童の安全確保及び対応が可能かを検討し、入会を受け付けています。

(1)入会対象

学童クラブの入会要件を満たす小学校1～6年生の児童。

(2)区立小の支援学級在籍の児童

原則、在籍(入学予定)校の学童クラブへの入会となります。ご家庭の事情により、在籍校以外の学童クラブの利用を希望される場合は、事前に児童課までご相談ください。

(3)児童票の提出

児童の状況について、学童クラブでの成育支援にあたり、配慮等の必要な情報を記入いただくものです。用紙を学童クラブでお受け取りになり、入会前に提出してください。

(4)入会面談

新1年生および初めて入会申請する配慮を要する児童については、新BOP職員が保護者の方と児童同席の入会面談を行い、児童の状況についてお聞きします。

(5)その他

保護者の方の同意を得た上で、保育園や幼稚園、療育機関等から児童の療育の様子や成育支援上の留意点について聞き取りを行う場合があります。

■その他、入会申請について

(1)指定校変更・就学相談をしている方

希望している(就学の可能性が高い)小学校の学童クラブに申請してください。

- ※ 区教育委員会の就学決定前に申請可能です。
- ※ 就学する小学校が決定してから入会申請をすると希望日に入会ができない可能性がありますので、必ず受付期間中に入会申請をしてください。
- ※ 就学が決定した小学校と入会申請書を提出した学童クラブが異なる場合、入会申請書を提出した学童クラブにご連絡ください。変更の手続き(書類提出)が必要になります。

(2)私立小学校等に通学予定の方

通学区域の小学校の学童クラブに入会申請をしてください。区域外の学童クラブを希望する方は、事前に児童課にお問い合わせください。なお、区域外の学童クラブで入会決定後、原則、他の学童クラブへの変更はできません。

(3)世田谷区へ転入予定の方、区内で転居予定の方

入会希望日時点での就学予定校の学童クラブへ入会申請をしてください。

転入予定の方	世田谷区での住所が確定してから申請してください。
転居先住所が確定している方	転居先の通学区域の学童クラブへ申請してください。
転居先住所が確定していない方	一斉受付期間時点の通学区域の学童クラブへ申請してください。転居先住所が確定し、学童クラブが変更になる場合は、『入会希望変更申請書』を提出してください。

- ※ 新居の契約等が済み、新住所が確定していれば申請できます(住民登録の手続き前でも可)。
- ※ 建築中で番地が決まっている方は、就学予定校の学童クラブに申請してください(転居先住所欄には番地まで記入)。住所が号数まで確定したら、学童クラブに住所の『記載事項変更届』を提出してください。(記載事項変更届を提出するまでは、入会が承認されません。)

■利用料の減免制度

- (1)全額免除
- 生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯(給食費のみ免除の場合を除く)又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯は、別途申請により利用料が**全額免除**になります。
- 5月上旬に免除のご案内を開始いたします。該当する方は、オンライン申請または学童クラブに『利用料減免申請書』を提出してください。年度ごとの免除申請が必要ですので、令和8年度に免除が承認された方も、必ず申請してください。(前年度分の申請はできません。)
- (2)一部減額
- 児童の「病気」・「負傷」等により新BOP(BOPおよび学童クラブ)を利用することが困難で、月の前半(1日～15日)または後半(16日～末日)にわたって学童クラブを欠席する場合、それぞれの期間について2,500円が減額されます。該当する方は、事前に『利用料減免申請書』を学童クラブへご提出ください。

■よくあるご質問と回答

1 学童クラブ全般に関すること

- Q 入会前に学童クラブの見学はできますか。
- A 見学は随時可能です。事前に各新BOP(10ページ)にお問い合わせください。
- Q 学童クラブの定員はありますか。
- A 定員はありません。入会要件(2ページ)を満たす方はご入会いただけます。
- Q 子どもの帰宅時は、保護者のお迎えが必要ですか。
- A 学童クラブは小学校内にあるため、自力での通学(通所)が基本になりますが、新1年生の入会当初や、悪天候等によりお迎えをお願いすることもあります。お迎えについては各学童クラブの説明会でご案内します。また、時間延長利用時は必ずお迎えをお願いしています。
- Q 学童クラブでは、放課後から帰宅まで、どのように過ごしますか。
- A 学童クラブは、子どもたちの主体性を大切にし、楽しく自由に遊び、やりたいことを実現する活動等の時間です。以下は、ある新BOPでの1日です。
- ※ 各学童クラブにより異なります。

授業終了	ランドセルを持って新BOP室へ。登退所管理システムにより帰宅時間を確認します。 (出席予定の児童が来ない場合は保護者に連絡します。)
～	BOP 室や校庭、体育館等で過ごします。
15:00	おやつ部屋の部屋に集合。おやつの時間です。
～	BOP 室や校庭、体育館等で過ごします。
16:45	お片付けタイム
17:00	BOP児童が帰宅します。学童児童は室内で静かな遊び、読書などの時間です。
18:15	学童クラブ終了。同じ方向のお友達と一緒に帰ります。 (帰り道が不安な場合は、必要に応じてお迎えをお願いします。)

2 学童クラブ利用料に関すること

Q1 1カ月学童クラブを利用しませんでした。利用料は還付されますか。

A1 学童クラブの出席日数にかかわらず、学童に在籍している限り、利用料はかかります。

Q2 利用料の減免制度について、前年度申請した減免情報は引き継がれますか。

A2 前年度の減免情報は引き継がれません。年度ごとに申請が必要です。

3 申請に関すること

Q1 2社でパートをしています。1社の就労で要件を満たしています。就労証明書はその要件を満たす1社のみでいいですか？

A1 1社で入会要件を満たす場合、その1社のみ就労証明書で申請を受付けます。ただし、保護者の就労状況について、知りうる範囲で把握する必要があるため、残りの1社分についても準備ができ次第提出してください。

Q2 申請日時点では就労を開始していません。就労先は決まっている場合、どのように申請したらよいでしょうか。

A2 入会希望日時点での就労状況を記載した就労証明書の提出が必要です。ただし、就労開始日前に就労証明書を準備することができない場合は、内定通知書等を添えて入会申請を行ってください。内定通知書等を添付して申請した場合も、後日、就労証明書の提出が必要です。入会日は就労証明書の提出日以降になりますのでご了承ください。

Q3 現在求職中で就労先が決まっています。学童クラブの申請は可能でしょうか。

A3 就労先が決まってからでないとご申請いただけません。1・2次受付期間後に就労先が決まった場合、3月中にご申請ください。

※ 1・2次受付期間内に就労先が決まっていた場合、3月中の申請にはお申込みいただけません。また、3月に申請する場合は、就労開始日が2月11日以降となっている就労証明書が必要となります。

Q4 育児休業から4月に復帰予定です。弟妹の保育園が決まってからの申請でよいでしょうか。

A4 受付期間後に申請すると4月からの入会に間に合いません。就労証明書に復帰日を明記のうえ、必ず受付期間内にご申請ください。復帰日の記載がなくてもご申請いただけますが、後日、復帰日が明記された就労証明書の提出が必要です。入会日は就労証明書の提出日以降になりますのでご了承ください。

Q5 就労証明書に勤務先の代表者印や社判等の押印は必要でしょうか。

A5 押印は不要です。

就労証明書の修正を変更する場合のみ、修正箇所就労証明書の取扱者または代表者の押印が必要です。

■新BOPとは(学童クラブとBOPの違いについて)

新BOPとは……

子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子どもの健全な成育を図るには、子育て家庭への支援とともに、子どもの居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があります。そこで、世田谷区では「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施しています。

BOPとは…… (ポップ=Base Of Playing:遊びの基地)

小学校の施設などを活用して、子どもたちに安全・安心な遊び場を提供し、異なる年齢の子どもたちが共に遊ぶ中で、創造性・自主性・社会性を培い、健全育成を図ります。

学童クラブとは……

保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援することを目的に運営しています。

機能 内容	新 B O P	
	学童クラブ	BOP(放課後子供教室)
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校 1～3 年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は 6 年生まで。	区立小学校の1～6年生 ※利用できるBOPは通学している区立小学校のBOPに限ります。
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除き通年実施 ※新1年生の参加は、学童クラブは4月1日から、BOPは概ね5月の連休明けから	
活動場所	区立小学校内	
時 間	放課後～18:15 学校休業日(*)8:15～18:15 保護者が指定した時間に帰宅します。 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ◇月～金でご利用者がいる日・時間について実施します。 ◇別途延長利用料あり(利用料欄参照) ◇詳細は区のHPをご覧ください。 * 学校休業日＝授業のない土曜日、夏・冬・春休み、開校記念日、運動会などの振替休業日など	放課後～17:00(夏季:3月～9月) 放課後～16:30(冬季:10月～2月) ※学校休業日の開始時間は、各新BOPにお問い合わせください。
申込方法	スマートフォンなどによるオンライン申請 (3ページ参照)	スマートフォンなどによるオンライン申請 ※申込用紙による申込も可
定 員	原則として設けない	
利用料	月額 5,000 円 (おやつ代を含む) ※別途申請による免除制度あり 時間延長利用料 月ぎめ 月額 1,000 円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200 円(月額上限 1,000 円)	なし
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	なし
お弁当	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参	昼食の時間は原則として帰宅 (1～3 年生で特別な事由がある場合は 各新BOPにご相談ください)
出欠確認等	登退所管理システム(CoDMON)による出欠確認	児童名簿一覧または利用票の記入による出欠確認 (新1年生の利用開始時は参加カードによる確認)

【問い合わせ先】学童クラブ＝ 子ども・若者部 児 童 課 電話 5432-2308

B O P＝ 学 校 教 育 部 地域学校連携課 電話 5432-2739

令和9年度新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内

新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をご確認の上、利用申請を行ってください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ利用 (1日ごとに利用する)
延長利用 時間帯	いずれも、18:16～19:00 ※新BOP学童クラブ運営日の「月～金」のみの実施(土曜日は実施しません)	
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業或不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」-「月ぎめ利用の登録人数」 =日ぎめ利用可能人数 例:定員40名-月ぎめ登録15名=日ぎめ利用可能 25名
利用要件	月ぎめ利用を希望する方は以下の(1)～(3)の全てに該当することが必要です。 (1)新BOP学童クラブに入会していること。 (2)新BOP学童クラブの入会要件(就労(通勤時間を含む)、就学、看護等)に関する時間が18時15分をこえる日が月12日以上あること。 (3)19時まで、保護者又はそれに代わる方が新BOP学童クラブへお迎えに来ること。	日ぎめ利用を希望する方は、以下の(1)～(3)の全てに該当することが必要です。 (1)新BOP学童クラブに入会していること。 (2)突然な残業或不規則な就労時間等(就学、看護等も含む)により延長利用が必要であること。 (3)19時まで、保護者又はそれに代わる方が新BOP学童クラブへお迎えに来ること。
退所方法	必ずお迎え	
利用料	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
申請期間	11ページ(■「月ぎめ」延長利用の申請期間・■「日ぎめ」延長利用の申請期間)参照	
申請方法	12ページ(■申請方法)参照	
利用方法	登退所管理システム(CoDMON)へ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 登退所管理システム(CoDMON)へ利用日時等を入力
決定通知	「新BOP学童クラブ延長利用申請書」の審査・選考後、児童課から選考結果(決定通知)をご自宅に郵送します。 ※利用開始日以前にご利用が不要となった場合は、「取り下げ書(延長利用)」を提出してください。 ※利用開始後に延長利用が不要になった場合は、「延長利用辞退届」を提出してください。	

※1 学童クラブ利用料と合算して口座引き落としいたします。

※2 利用実績に基づき、4～6月延長利用分、7～9月延長利用分、10～12月延長利用分は次回の通常利用料と合算して口座引き落とし(例4～6月延長利用分は9月末に口座引き落とし)1～3月延長利用分は4月以降のご請求となります。

なお、日ぎめの1か月の利用料は月ぎめの額(1,000円)を上限といたします。

■「月ぎめ」延長利用の申請期間

(1) 令和9年4月から「月ぎめ」延長利用を希望する場合

1次受付: 11月2日(月)～12月15日(火)
原則、1次受付期間内に申請をお願いします。

2次受付 : 1月15日(金)～2月10日(水)
2次受付期間中の申請の場合、書類に不備があった際の修正依頼期限が短くなります。
可能な限り1次受付期間内の申請にご協力をお願いします。

急な転居や転職等により、1・2次受付期間に申請することができなかった方のみ対象に
期間外受付を実施 : 日ぎめ 3月1日(月)～3月31日(水)
月ぎめ 3月1日(月)～3月15日(月)

(2) 令和9年5月以降から「月ぎめ」延長利用を希望する場合

随時、延長利用申請を受け付けます。
ただし、既に定員を満たしている場合は欠員が出るまでお待ちいただきます。

受付開始日: 延長利用開始を希望する日の、2ヶ月前の同日から
受付締切日: 利用開始月の前月15日まで

※月ぎめ延長利用は、月途中(16日以降)からの利用開始はできません。

■「日ぎめ」延長利用の申請期間

(1) 令和9年4月から「日ぎめ」延長利用を希望する場合

11月2日(月)～3月31日(水)
※可能な限り、入会申請と同じタイミングでご申請ください。
(入会申請後であっても、延長利用申請は可能です。)

(2) 令和9年5月以降の「日ぎめ」延長利用について

随時、延長利用申請を受け付けます。



■申請方法

原則、オンライン申請で受け付けます。



[こちら](#)または右二次元コードより、区HPをご確認ください。

※特別な事情により、オンライン申請が難しい方は以下のあて先に必要書類を郵送してください。なお、締切日必着となります。

〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 5 階
新BOP学童クラブ申請受付事務センター

※特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨いたします。普通郵便での郵便事故等、区で申込書等の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

※窓口での申請は受け付けておりません。

郵送で申請する場合、[こちら](#)または右二次元コードより、申請様式をダウンロードできます。



■利用料の減免制度

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯または就学援助費の認定基準に該当する世帯(給食費のみ免除の場合を除く)に該当する方は、「新BOP学童クラブ利用料減免申請書」の提出により日ぎめ利用料が全額免除になります。なお、減免制度のご案内は令和9年5月以降となります。

※「新BOP学童クラブ利用料減免申請書」を提出する場合でも、延長利用料の減免を希望する場合は、別途、「新BOP学童クラブ延長利用料減免申請書」の提出が必要です。

■延長利用に関する注意事項

※令和8年度に延長事業を利用している方も、令和9年度に継続して利用を希望する場合、上記期間中に申請が必要です。

※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。ご利用者がいない場合は実施していません。

※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応等を行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせは18時までをお願いいたします。

※新BOP学童クラブの退会または入会の取り下げをした場合は、「月ぎめ利用」も「日ぎめ利用」も利用できなくなります。再入会等により再度延長利用をする場合は、改めて登録が必要です。ただし、月ぎめ利用において既に定員を満たしている場合は、欠員が出るまでお待ちいただきます。

※月ぎめ利用について、一定期間延長利用がない場合や勤務時間や家族状況に変更があった場合等は、延長利用の承認を取り消すことがあります。

※月12日以上の日ぎめ利用が続く場合は、月ぎめ利用を推奨させていただく場合がございます。

■新BOP一覧(五十音順)

新BOP(BOP・学童クラブ)に関する問合せ等は、以下の連絡先へお願いします。
新BOPの窓口(電話等を含む)は、学校窓口とは別の窓口ですのでご注意ください。

新BOPの見学は随時可能です。ご希望の方は、あらかじめ各新BOPへご連絡ください。

新BOP名	所在地	電話番号
アカツツミ 赤堤小新BOP	赤 堤 1-41-24	03(3323)0283
アサヒ 旭小新BOP	野 沢 1-4-3	03(3424)1538
イケジリ 池尻小新BOP	池 尻 2-4-10	03(3424)4464
イケノウエ 池之上小新BOP	代 沢 2-42-15	03(5433)5050
オクサワ 奥沢小新BOP	奥 沢 3-1-1	03(3727)2618
オヤマダイ 尾山台小新BOP	尾山台 3-11-1	03(3701)9992
カミキタザワ 上北沢小新BOP	上北沢 4-22-29	03(3303)5252
カラスヤマ 烏山小新BOP	給 田 1-2-1	03(3300)6195
カラスヤマキタ 烏山北小新BOP	北烏山 6-3-1	03(3308)1634
キタミ 喜多見小新BOP	喜多見 3-11-1	03(3416)8246
キヌタ 砧小新BOP	喜多見 6-9-1	03(3417)6949
キヌタミナミ 砧南小新BOP	鎌 田 4-3-1	03(3417)3789
キボウガオカ 希望丘小新BOP	船 橋 4-9-1	03(3484)7677
キョウデン 給田小新BOP	給 田 4-24-1	03(3308)0999
キョウサイ 京西小新BOP	用 賀 4-27-4	03(3700)6837
キョウドウ 経堂小新BOP	桜上水 1-23-3	03(3420)1788
クホンプツ 九品仏小新BOP	奥 沢 8-12-1	03(3703)6012
コマザワ 駒沢小新BOP	駒 沢 2-10-6	03(3424)9993
コマツナギ 駒繫小新BOP	下 馬 1-42-12	03(5481)0567
サクラ 桜小新BOP	世田谷 2-4-15	03(3420)5413
サクラガオカ 桜丘小新BOP	桜 丘 1-19-17	03(5477)4548
サクラマチ 桜町小新BOP	用 賀 1-5-1	03(3703)9199
ササハラ 笹原小新BOP	桜 丘 5-19-1	03(3439)0642
サンゲンチャヤ 三軒茶屋小新BOP	三軒茶屋2-42-1	03(3421)2465
シモキタザワ 下北沢小新BOP	大 原1-4-6	03(3468)3127
シロヤマ 城山小新BOP	梅 丘 2-1-11	03(5426)3201
セタ 瀬田小新BOP	瀬 田 2-15-1	03(3700)8564
セタガヤ 世田谷小新BOP	宮 坂 1-38-4	03(3420)7260
ソウガヤ 祖師谷小新BOP	祖師谷 3-49-1	03(3482)2971
ダイザワ 代沢小新BOP	代 沢 5-1-10	03(3413)1412

新BOP名	所在地	電話番号
タイシドウ 太子堂小新BOP	太子堂 5-7-4	03(3413)2089
ダイタ 代田小新BOP	代 田 4-2-3	03(3323)3764
タマガワ 玉川小新BOP	中 町 2-29-1	03(3702)6337
タマツツミ 玉堤小新BOP	玉 堤 2-11-1	03(3701)3424
タモン 多聞小新BOP	三 宿 2-26-11	03(3413)1722
チトセ 千歳小新BOP	成 城 9- 6-1	03(3789)3141
チトセダイ 千歳台小新BOP	千歳台 4-24-1	03(3482)0400
ツカド 塚戸小新BOP	千歳台 6-7-1	03(3300)5215
ツルマキ 弦巻小新BOP	弦 巻 1-9-18	03(3428)0276
トドロキ 等々力小新BOP	等々力 7-26-1	03(3702)3474
ナカザト 中里小新BOP	三軒茶屋 1-4-1	03(3422)2220
ナカマチ 中町小新BOP	中 町 4-23-1	03(5706)6421
ナカマル 中丸小新BOP	野 沢 3-33-12	03(3424)3022
ハチマンヤマ 八幡山小新BOP	八幡山 1-14-1	03(3304)8396
ヒガシタマガワ 東玉川小新BOP	奥 沢 1-1-1	03(3720)6336
ヒガシフカサワ 東深沢小新BOP	深 沢 3-7-1	03(3703)9777
フカサワ 深沢小新BOP	新 町 1-4-24	03(3428)1523
フタコタマガワ 二子玉川小新BOP	玉 川 4-6-1	03(3700)7477
フナバシ 船橋小新BOP	船 橋 4-41-1	03(3482)2578
マツガオカ 松丘小新BOP	弦巻 3-16-10 及び 弦巻 3-23-12	03(3429)3978
マツザワ 松沢小新BOP	赤 堤 4-44-22	03(3323)1676
マツバラ 松原小新BOP	松 原 5-43-26	03(5300)2411
ミシユク 三宿小新BOP	三 宿 1-12-6	03(3411)8121
ムサシガオカ 武蔵丘小新BOP	北烏山 1-47-11	03(3300)5059
メイセイ 明正小新BOP	成 城 3-3-1	03(3417)9412
ヤハタ 八幡小新BOP	玉川田園調布2-17-15	03(3721)8905
ヤマザキ 山崎小新BOP	梅 丘 3-9-1	03(3420)0266
ヤマノ 山野小新BOP	砧 6-7-1	03(3417)6101
ヨウガ 用賀小新BOP	上用賀 6-14-1	03(3428)0354
ロカ 芦花小新BOP	粕 谷 2-22-1	03(3302)5360
ワカバヤシ 若林小新BOP	若 林 5-27-18	03(3413)1925



民設民営放課後児童クラブについて

世田谷区では、新BOP学童クラブの登録児童数の急増、大規模化を受け、小学校内の新BOP学童クラブに加え、学校外に民設民営放課後児童クラブを開設しております。これらの施設は、区が定める基準を満たし、区の補助を受けて運営されています。

	新BOP学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ
目的	保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、成育支援を行い、健全な遊びや安全な生活の場を提供しています。一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促します。	
対 象	区内在住または区立小学校在籍の小学校 1～3 年生で、保護者が就労・病気等により、放課後の保護・育成にあたれない家庭の児童。 ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は 6 年生まで。 ※認可保育所内で運営している民設民営放課後児童クラブは、主に 1 年生が対象。	
実施日	日曜・祝日・休日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除き通年実施	
運 営	世田谷区	各民間事業者(区から補助を受けて運営)
活動場所	全区立小学校内	学校敷地外にある施設
時 間	放課後～18:15 学校休業日は、8:15～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ※月～金で利用者がいる日・時間に実施	放課後～18:15 学校休業日は、8:00～18:15 ※延長時間あり 18:16～19:00(延長可能時間) ※19:00 以降の延長は施設によって異なります。
申込方法	原則、オンライン申請 ※特別な事情により、オンライン申請が難しい方は郵送も可	入会にかかる書類(施設による)を事業者へ提出。 審査のうえ決定(申請時期:9月以降)
定 員	原則として設けない	定員あり(人数は施設による)
利用料	月額 5,000 円 (おやつ代を含む) ※延長利用料 月ぎめ 月額 1,000 円(新1年生優先) 日ぎめ 日額 200 円 (月額上限 1,000 円)	月額 5,000 円 (おやつ代を含む) ※19:00 までの延長は、月額上限 1,000 円 ※19:00 以降の延長は施設によって異なります。
おやつ	あり(土曜日のおやつは持参)	あり(土曜日の取り扱いは施設ごと)

※新BOPとは、区立小学校内(61ヶ所)で学校施設や校庭等を活用した「学童クラブ」と「放課後の遊び場(BOP=Base Of Playing)」を併せた事業です。

※新BOP学童クラブと民設民営放課後児童クラブの併用はできませんが、BOPと民設民営放課後児童クラブの併用はできます。

各施設には定員があり、優先的に入会することができる小学校(優先受入校)を設定しています。

また、民設民営放課後児童クラブの情報については、区のホームページで随時ご案内してまいりますので、以下のURLまたは二次元コードからご確認ください。

【担当】 世田谷区子ども・若者部児童課 電話03-5432-2493

区ホームページ : <https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/2078.html>

